三井住友トラストクラブ
SUMITOMO MITSUI TRUST CLUB

保険サービスご利用の手引き（TRUST CLUB プラチナ Visa カード用）

2025年4月1日以降適用

CONTENTS

1. 補償内容一覧表 …… 1
2. 海外旅行傷害保険 …… 1
3. 海外緊急アシスタンスサービス …… 4
4. 海外航空便遅延費用保険 …… 6
5. 国内旅行傷害保険 …… 7
6. 国内航空便遅延費用保険 …… 8
7. バイヤーズ プロテクション …… 9
8. キャンセルプロテクション …… 10
9. よくあるご質問 …… 11

ご注意 本手引きで「カード」と表記するものは「TRUST CLUB プラチナ Visaカード」のことを指します。

1. 補償内容一覧表

下記の内容は、各補償内容のお支払い限度額を一覧として記載したものです。詳細は、必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。

保険種類	海外旅行傷害保険（利用条件付き）						国内旅行傷害保険（利用条件付き）			
補償内容 / 対象者	傷害死亡・後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任	携行品損害	救援者費用	死亡・後遺障害	入院	手術	通院
本会員	最高1億円	500万円	500万円	5,000万円	100万円	500万円	最高1億円	日額5,000円	入院中の手術：5万円、入院中以外の手術：2.5万円	日額3,000円
家族会員										
家族特約対象者	最高1,000万円						最高1,000万円			

保険種類	航空便遅延費用保険（海外・国内：利用条件付き）				バイヤーズプロテクション（利用条件付き） *自己負担額:1万円	キャンセルプロテクション（利用条件付き） *自己負担額:1,000円またはキャンセル費用の10%の高い額		
補償内容 / 対象者	乗継遅延費用	出航遅延・欠航搭乗不能費用	受託手荷物遅延費用	受託手荷物紛失費用		死亡	入院	傷害による通院
本会員	海外：最高3万円 国内：2万円限度	海外：最高3万円 国内：2万円限度	海外：3万円 国内：2万円限度	国内：4万円限度	500万円	20万円	20万円	6万円
家族会員	—	—	—	—				
家族特約対象者	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 海外旅行傷害保険

補償が適用される場合

ご入会の翌日以降（会員資格が有効である期間中）に開始された旅行から利用条件を満たした場合、3ヵ月を限度に補償します。
利用条件として、公共交通乗用具（注1）または募集型企画旅行（注2）の料金をカードで支払った場合に適用となります。
具体的には以下の①、②のいずれかとなります。（注3）（利用条件付き）

	対象の決済	責任期間
①	被保険者が日本を出国する以前に、公共交通乗用具または被保険者が参加する募集型企画旅行の料金をカードで支払った場合、あるいは被保険者が日本を出国する以前に公共交通乗用具または被保険者が参加する募集型企画旅行の予約を行い、その料金をカードで支払った場合	会員資格期間内で、かつ、左記料金をあらかじめカードで支払った時以降の旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間）とします。ただし、日本を出国した翌日から3ヵ月後の午後12時（24時）を限度とします（出国日当日も補償します）。 例）7月26日に出国した場合、10月27日の日本時間午後12時（24時）までの旅行期間を補償します。
②	被保険者が日本を出国後に公共交通乗用具の料金をカードで支払った場合、あるいは被保険者が日本を出国後に、公共交通乗用具の予約を行い、その料金をカードで支払った場合	左記料金を初めてカードで支払ったときから住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本に入国した翌日の午後12時（24時）までとします。ただし、その料金を当該カードで支払った翌日から3ヵ月後の午後12時（24時）を限度とします。 例）7月26日に支払った場合、10月27日の日本時間午後12時（24時）までの旅行期間を補償します。

（注1）公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法（滞在国のこれらに準じる法律を含む）に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等のうち、当該旅行のために乗用するものをいいます。
【公共交通乗用具の料金の対象とならないもの】
自家用車等の関連費用、高速道路代、空港駐車場代、空港利用税、航空券の発券手数料、マイレージの交換手数料、レンタカー代、飛行機チャーター料金、複数のホテルがサービスとして合同で行っているような私設のエアポートシャトルバス、一定期間を包括的に契約しているハイヤーの包括契約料金、電子マネーのチャージ　など
（注2）募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます（詳しくは旅行代理店にご確認ください）。
（注3）①②が重複した場合には、①が優先して適用され、②ご利用による期間の延長はされません。

被保険者　カード会員（本会員および家族会員）、家族特約対象者

＜家族特約の対象者＞
①カード会員（本会員および家族会員）の配偶者
②カード会員（本会員および家族会員）またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
③カード会員（本会員および家族会員）またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となり年齢制限はありません。※家族特約の対象となるか公的書類で確認させていただくことがあります。
※事故発生時、発病時または費用発生時において、会員と上記の続柄にあたる方が対象となります。※本会員、家族会員の方は会員としての補償を優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

ご注意
本手引きの内容は、概要を説明したものであり、実際の保険金のお支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。
本手引きの内容は、予告なく変更される場合があります。補償内容変更の際はTRUST CLUBカード ウェブサイトでご案内します。
自動加入方式のため、保険証券は発行しません。
保険金請求において、保険会社による各種確認の結果、十分な事実確認ができない場合、または、保険金請求が不正と判断された場合等は保険金をお支払いすることができません。
個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.10の下段をご確認ください。

補償内容および保険金額

補償内容／対象者		傷害 死亡・後遺障害	傷害 治療費用（1事故の限度額）	疾病 治療費用（1疾病の限度額）
保険金額（注1）	本会員	最高1億円	500万円	500万円
	家族会員			
	家族特約対象者	最高1,000万円		
保険金をお支払いする場合		被保険者が「責任期間」中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害が生じた場合。	被保険者が、「責任期間」中の偶然な事故によってケガをし、そのケガが直接の原因で医師の治療を受けられた場合。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。	被保険者が ①「責任期間」開始後に発病した病気により「責任期間」終了後の72時間以内に医師の治療を受けられた場合（ただし、「責任期間」終了後に発病した病気については、原因が「責任期間」中に発生したものに限ります）。 ②「責任期間」中に感染した特定の感染症（注）がもとで「責任期間」終了の30日以内に医師の治療を受けられた場合。 （注）特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。
お支払いする保険金		①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に総額で 本会員／家族会員 1億円 家族特約対象者 1,000万円 ※事前に死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて 本会員／家族会員 最高1億円 家族特約対象者 最高1,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用（緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます）。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1事故につき身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします）。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用（緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます）。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1疾病につき身の回り品購入費については、5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします）。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。
保険金をお支払いできない主な場合		例えば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬や危険ドラッグ等使用した状態での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、不妊症その他の医療処置。 ⑧山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ⑨乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発生したケガ。 ⑬被保険者に対する刑の執行。 ⑭外科的手術その他の医療処置（検査、診断、投薬、治療等の医療処置そのもの）。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 など		例えば、次のような原因により生じた疾病。 ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤妊娠、出産、早産、流産、不妊症およびこれらが原因の疾病。 ⑥山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）中の高山病。 ⑦歯科疾病。 ⑧「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発病した病気。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 ⑨視力の屈折矯正を目的として、現実に支出した費用。 ⑩日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用。 など

（注1）【他の保険契約がある場合の取り扱い】

補償内容／他の契約の種類	他の個人クレジットカード付帯保険	他の法人クレジットカード※付帯保険	任意加入の海外旅行保険
傷害死亡・後遺障害	複数のクレジットカード付帯保険の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各クレジットカードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします（後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします）。	保険金は各保険契約金額の合算金額となります。ただし、法人クレジットカードは種類によって異なる場合がありますので、詳しくは各クレジットカード発行会社までお問い合わせください（後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします）。	
上記以外	各種保険金（治療費用・携行品損害等）は、お持ちの各クレジットカードの各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	各種保険金（治療費用・携行品損害等）は、各保険契約の各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	

※申込人が法人、団体または個人事業主であって、クレジットカード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたはクレジットカード利用代金の支払い債務が法人等によって保証されているものをいいます。

<table>
<tr><th colspan="2">補償内容
対象者</th><th>賠償責任
（1事故の限度額）</th><th>携行品損害
（1事故・1旅行中の年間（注2）限度額）</th><th>救援者費用
（年間（注2）の限度額）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">保険金額
（注1）</td><td>本会員</td><td rowspan="3">5,000万円</td><td rowspan="3">100万円
（一つあたり10万円限度）</td><td rowspan="3">500万円</td></tr>
<tr><td>家族会員</td></tr>
<tr><td>家族特約対象者</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険金をお支払いする場合</td><td>被保険者が、「責任期間」中に偶然な事故により誤って他人にケガをさせたり、他人のもの（注）を壊したり紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。
（注）以下のものを含みます。
・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品
・ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます）
・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます）</td><td>「責任期間」中に被保険者の携行品（カメラ、カバン、衣類など（注））が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。
（注）携行品とは、被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、居住施設内（一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます）にあるものおよび別送品を除きます。また、次のものは身の回り品に含まれません。現金、小切手、切手、株券、手形その他の有価証券、クレジットカード、定期券、預貯金証書、帳簿類、設計書、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品、ウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具またはこれらの付属品、この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの。
（注）「携行する」とは、携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。</td><td>被保険者が「責任期間」中に
①事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます）、または3日以上続けて入院された場合。
②病気により死亡された場合。
③発病した病気により、「責任期間」終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合（注）。
④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。
⑤事故により被保険者の生死が確認出来ない場合（ただし、被保険者の無事の確認が出来た後に発生した費用は対象になりません）または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。
（注）旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。
原則として医師法における医師による治療が対象となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">お支払いする保険金</td><td>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に法律上支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、あらかじめ会員が保険会社に書面による同意を得た訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急処置に要した費用等もお支払いします。
（注）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。
（注）保険会社には示談代行の義務はありません。</td><td>携行品一つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度にお支払いします。
（注）修理費、または再調達価額から減価償却した時価額のいずれか低いほうをいい、運転免許証については国または都道府県へ納付した再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用（現地で負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む）をいいます。また、1回の保険事故について損害額が5万円を超える場合は、当会社はそのものの損害額を5万円とみなします。</td><td>被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。
①捜索救助費用
②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。
③現地および現地までの行程における救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで）。
④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。
⑤現地からの移送費用。
⑥遺体処理費用（100万円限度）。
上記②から④の費用は以下が限度額となります。
<table><tr><td></td><td>②の交通費、
③の客室料</td><td>④の諸雑費</td></tr><tr><td>3日以上継続
入院の場合</td><td>救援者3名分</td><td>20万円</td></tr></table>
（注）払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。また、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険金をお支払いできない主な場合</td><td>例えば、次のような原因により生じた損害および賠償責任。
①被保険者や保険金受取人の故意。
②戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。
③被保険者の親族に対する賠償責任。
④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任）。
⑤航空機、船舶（＊1）、車両（＊2）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任。
⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。
a ホテル等の宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます）に与えた損害。
b 住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
c 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
⑦被保険者の所有・使用または管理する不動産に起因する賠償責任
⑧被保険者の心神喪失に起因する賠償責任。
⑨被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する賠償責任。
など
（＊1）原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを除きます。
（＊2）原動力が専ら人力であるもの（自転車等）、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。</td><td>例えば、次のような原因により生じた損害。
①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失、虚偽の申告。
②戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。
③すり傷、かき傷または塗料の剥れ等単なる外観のキズで携行品本来の機能に支障をきたさない損害。
④携行品の瑕疵（かし）または自然消耗・さび・変色・虫喰い。
⑤携行品の置き忘れまたは紛失。
※置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。
⑥山岳登はん、ハンググライダー等の危険な運動に用いる用具の場合、これらの危険な運動等を行っている間に生じた損害。
⑦サーフィン等の運動を行うための用具。
⑧旅行開始後に他人から借りたり、預かったりしたもの。
⑨携帯電話・ノートパソコン等の携帯式情報端末における、ソフト・データ等に生じた損害。
⑩偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。
⑪差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます）。
⑫無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。
⑬液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除く。
など</td><td>例えば、次のような原因により生じた損害。
①被保険者の故意・重大な過失。
②保険金受取人の故意。
③戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。
④けんかや自殺（死亡された場合を除きます）、犯罪行為を行うこと。
⑤むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。
⑥妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気による入院。
⑦歯科疾病による入院。
⑧無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転中に生じた事故による入院。
⑨「責任期間」開始前から発病していた疾病を原因とする入院。
⑩被保険者の危険なスポーツ活動中のケガ。危険なスポーツとは…リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。
など</td></tr>
</table>

（注2）年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ（株）との保険契約期間を指します。

3. 海外緊急アシスタンスサービス

海外緊急アシスタンスサービスは海外旅行傷害保険に付帯するサービスです。
利用条件などは海外旅行傷害保険をご確認ください。

各種サービスの提供にはカード会員資格（家族特約対象者の場合、会員との続柄含）、カード利用条件、付保内容、出国日等を確認する必要があるため、サービスの提供にお時間を要する場合があります。カード会員資格の確認が取れない場合や日本出国日の確認が出来る書類をご送付いただけない場合は、サービスの提供をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

海外緊急アシスタンスサービスをご利用の際は、5ページに記載の東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。

【エマージェンシーアシスタンス】

海外旅行中に病気・ケガなどに遭われた際、24時間・年中無休でバックアップします。

1.エマージェンシーアシスタンスとは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」を通じて、ご旅行中の病気やケガ等のさまざまなトラブルの場合に、専任スタッフが各種相談に日本語で応じます。カード会員のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の提携会社を起用し、以下のようなサービスを提供します。

2.サービス内容

（1）ケガや病気の場合のアシスタンス
- ●最寄の病院のご案内・ご紹介
- ●往診医、医療通訳の手配
- ●病人、ケガ人の移送の手配
- ●救援者の渡航手続き、ホテルの手配
- ●ご遺体の現地での火葬、日本への搬送

（2）その他のアシスタンス
- ●盗難事故や損害賠償事故等についての各種ご相談

※国・地域によっては、サービスを提供しかねる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
※カード付帯の海外旅行傷害保険で、お支払いの対象とならない費用、または契約の保険金額を超過する部分については、カード会員の自己負担となります。

【海外からの緊急医療相談サービス】

かかりつけのお医者様がいない、言葉の壁もあるなど対処に苦慮する海外での病気やケガ。個人旅行やビジネスで海外にお出かけの際の「もしも」の場合に、心強いサービスをご用意しています。

1.海外からの緊急医療相談サービスとは

日本人医師・看護師による無料電話相談サービスです。
急な病気やケガでお困りのとき、日本語で下記の医療相談に24時間・年中無休でお応えします。

2.サービス内容

- ●日本人医師による緊急医療相談
- ●留守宅への緊急メッセージの伝達
- ●応急措置、医療の選択・処方等の各種アドバイス
- ●外国人医師・病院との通訳
- ●医師・病院の紹介

※直接診療はできませんので、治療上の指示・診断には応じかねます。

【キャッシュレス・メディカル・サービス】

東京海上日動火災保険株式会社が提携している病院等において、その場で自己負担することなく治療が受けられます。

1.キャッシュレス・メディカル・サービスとは

ご旅行中のケガや病気の治療費を東京海上日動火災保険株式会社から病院へ直接お支払いするシステムです。

2.利用方法

病院にかかられる前に東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。
滞在地近隣の病院有無や、サービスの提供可否について確認のうえご利用方法などをご案内します。

3.注意事項

a.手続きについて
サービスをご提供する際、カード会員資格、出国日の確認等にお時間を要することがあります。

b.サービスをおことわりする場合
付帯する海外旅行傷害保険のお支払い対象とならない病気またはケガの場合にはサービスの提供をおことわりします。サービスの提供をおことわりする主な内容は次のとおりです。
- ・「持病」「既往症」等、ご旅行出発前に発生している疾病
- ・妊娠、出産、早産、流産または不妊症に起因する疾病
- ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- ・自殺行為、闘争行為、または犯罪行為によるケガ
- ・酒酔、無資格、麻薬や危険ドラッグ等使用した状態での運転中に生じた事故によるケガ　など

c.お客様の自己負担について
治療費が付帯の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分は自己負担となります。

d.治療後のお申し出について
治療後にキャッシュレスのお申し出をされた場合には、サービスが受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。この場合には、治療費をお支払いいただき、ご帰国後、国内で保険金請求をお願いします。

e.少額の治療費の場合
病院の都合によりキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられない場合があります。

f.転院の場合
紹介先の病院ではキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられないことがあります。

【東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先（受付時間：24時間／年中無休）】

海外緊急アシスタンスサービスを希望の場合は、下記にご連絡ください。

■ご連絡の際、お伝えいただくこと

- ●カード会員であること、家族特約対象者の場合は会員との続柄
- ●カードご登録の氏名、住所、電話番号、生年月日、カード番号
- ●カード利用条件詳細（利用日、利用内容、金額）
- ●緊急事態の詳細（滞在地、傷害/疾病の状況、原因、連絡先）
- ●その他、担当者が求める情報

■ご連絡後、FAX、もしくはメールでお送りいただくもの

- ●パスポートの写し（お写真やお名前が載っているページおよび出入国日のスタンプが押印されているページ）
- ●出国日が確認できる書類（パスポートの写しや航空券のチケット、E-チケット 等）
- ●家族特約対象者の場合、会員との続柄を確認できる資料（健康保険証や住民票の写しなど）を確認させていただくことがあります。
- ●その他、担当者が求める資料

（注）**※カード会員資格等が確認できない場合、サービスを提供できませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。**
※本サービスは、日本を除く国と地域からご利用いただけます。
※言語、地域によっては本サービスを提供できない場合があります。

《各国、地域別電話番号一覧表（通話料無料）》

滞在地		連絡先
北米	アメリカ合衆国本土（アラスカ除く）	1-844-603-8096
	カナダ	1-844-657-3735
	バミューダ諸島	1-800-623-1844
	ハワイ	1-844-603-8096
中南米	チリ	1230-020-2507
ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-5483
	イギリス	0808-234-6525
	イタリア	800-7-90183
	オーストリア	0800-297965
	ギリシャ	00-800-8113-0123
	スイス	0800-55-3412
	スウェーデン	020-791-810
	スペイン	9009781-36
	デンマーク	8025-2800
	ドイツ	0800-1-82-2304
	ハンガリー	06-800-20893
	フィンランド	0800-9-173-20
	フランス	0800-90-8218
	ベルギー	0800-7-4861
	ポルトガル	800-8-81-448

滞在地		連絡先
ヨーロッパ	ルクセンブルク	8002-4883
	ロシア	8-800-707-2960
アジア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0131
	イスラエル	1-80-945-0189
	インドネシア	007803-81-1-0016
	韓国	00798-81-1-0798
	シンガポール	800-811-0800
	タイ	001-800-811-0539
	台湾	0080-181-2749
	中国①山西省、河南省、山東省以北（北京、天津、大連等）	10800-811-0831
	中国②上記以外（上海、広州、南京等）	10800-281-2690
	フィリピン	1-800-1-811-0174
	香港	800-96-2088
	マカオ	0800-038
	マレーシア	1-800-81-7486
オセアニア	オーストラリア	1-800-094-381
	グアム	1-855-200-0456
	サイパン	1-855-533-2773
	ニュージーランド	0800-453-448
アフリカ	南アフリカ共和国	0800-99-5804

（2025年4月現在）

●上記通話料無料ダイヤルが通じない場合、上記以外の国・地域の場合、携帯電話からの通話の場合、公衆電話からの通話の場合は

コレクトコールで **東京（81）-3-6758-2459**へご連絡ください。

※コレクトコールがご利用いただけない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。

（注）1.上記通話料無料ダイヤルの場合は、電話機の種類（公衆電話、携帯電話、ホテル等）によってはご利用になれない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。
2.通話料無料ダイヤル・コレクトコール以外でご連絡された場合、および日本から持ち出された、またはレンタルされた携帯電話で通話料無料ダイヤルにご連絡された場合の通信費につきましては、お客様のご負担となりますのでご注意ください。
3.現地通信事情によって、お電話がつながりにくくなることがあります。その際は、現地通信会社へご確認ください。
4.電話番号については最新のものを掲載しておりますが、万が一変更されている場合はコレクトコールで東京（81）-3-6758-2459へご連絡ください。コレクトコールできない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。
5.東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上日動グループの東京海上インターナショナルアシスタンス株式会社との提携により実施しています。

LINE無料通話でご連絡いただけるようになりました

LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の東京海上日動火災保険株式会社のウェブサイト上に無料通話の発信ボタンがありますので、アクセスしてください。
www.intac-net.co.jp/line/smtccard/
パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをおすすめします。

ご注意
・パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
・LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金・ご請求受付専用フリーダイヤル（0120-789-133）をご利用ください。

4. 海外航空便遅延費用保険

補償が適用される場合

下記①～③いずれかの利用条件を満たし、航空便の遅延・欠航あるいは手荷物の配達の遅延・紛失により一定の費用を負担した場合、補償されます。
（利用条件付き）
①航空便に搭乗する前にその料金をあらかじめカードで支払った場合
②トラベルデスクを通じて航空便の予約を行い、その料金をあらかじめカードで支払った場合
③宿泊を伴う募集型企画旅行の料金をあらかじめカードで支払った場合

被保険者

カード本会員

補償内容	海外航空便遅延費用		
	乗継遅延費用	出航遅延・欠航 搭乗不能費用	受託手荷物遅延費用
保険金をお支払いする場合	海外旅行において、被保険者が責任期間（注1）中に		
	航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって出発便に搭乗することができず、実際の到着時刻から6時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかったために、下記費用を負担した場合	搭乗予定の航空便について、次のいずれかの事由が生じ、出航予定時刻から6時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかったために、下記費用を負担した場合 ●出航遅延 ●欠航・運休 ●搭乗予約受付業務の瑕疵（かし）による搭乗不能	①出航地または乗継地において、被保険者が乗客として搭乗する予定の航空便が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、受託手荷物を受け取れなかった場合 ②乗継地または目的地において、被保険者が乗客として搭乗した航空便が乗継地または目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物を受け取れなかった場合 上記①、②によって下記費用を負担した場合
お支払いする保険金（1回の遅延の金額）	1回の事故について、下表のaからcに該当する費用を負担した場合、いずれか高い金額をお支払い	1回の事故について、下表のaからcに該当する費用を負担した場合、いずれか高い金額をお支払い	1回の事故について、下表のaからcのいずれかに該当する費用を負担した場合、定額でお支払い
	a 宿泊施設の客室料 3万円 b 交通費もしくは渡航先での各種サービス取消料 1万円 c 食事代 5,000円 ※客室料、交通費および食事代は、代替となる航空便が利用可能になるまでの間に費用負担した場合に限ります。	a 宿泊施設の客室料 3万円 b 交通費もしくは渡航先での各種サービス取消料 1万円 c 食事代 5,000円 ※客室料、交通費および食事代は、代替となる航空便が利用可能になるまでの間に費用負担した場合に限ります。	a 衣類購入費用 b 生活必需品購入費用 c 身の回り品購入費 3万円
保険金をお支払いできない主な場合	●被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故 ●地震・噴火・津波による事故 ●戦争・騒じょう等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ●これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故		

（注1）責任期間とは、会員資格期間内で、かつ被保険者が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をカードにより支払ったとき以降の旅行期間とします。
※海外旅行期間中に利用する国内乗継便の航空便遅延についても、海外航空便遅延費用保険の補償が適用されます。重複して国内航空便遅延費用保険が支払われることはありません。
※同様の費用に対し保険金が支払われる他の保険契約等がある場合には、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。

アクシデントが発生した場合には

海外旅行傷害保険／海外航空便遅延費用保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。

事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-562-522
24時間/年中無休

※海外旅行傷害保険に関する海外からの事故のご連絡は5ページに記載の東京海上日動海外総合サポートデスク「各国、地域別電話番号」またはコレクトコールで**東京（81）-3-6758-2459**へご連絡ください。
※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求までの手順】

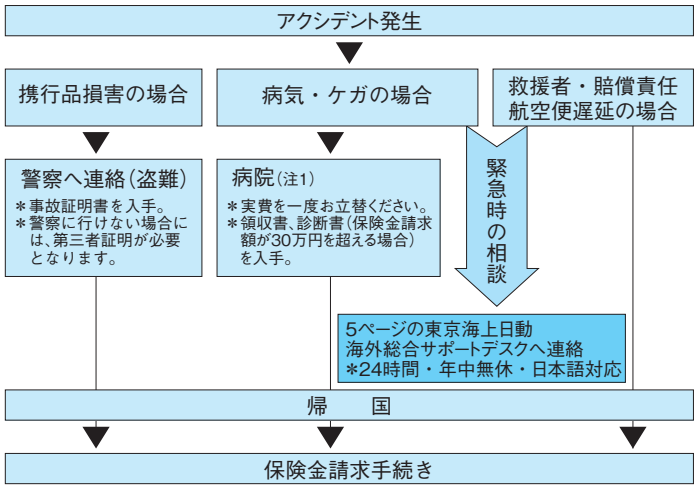

（注1）事故のご連絡の際、カード会員資格、カード利用条件、出国日等が三井住友トラストクラブ（株）・東京海上日動海外総合サポートデスクで確認ができた場合には、保険会社から病院に対する支払い保証をし、お客様の実費お立替を省略できる場合があります。詳しくは「3.海外緊急アシスタンスサービス〔キャッシュレス・メディカル・サービス〕」をご確認ください。

【保険金請求に必要な書類】

必要書類＼請求される保険金の種類	傷害 死亡	傷害 後遺障害	傷害 治療費用	疾病治療費用	賠償責任 対人	賠償責任 対物	携行品損害	救援者費用	海外航空便遅延費用
1.保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.カードの利用を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4.事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）＊	○	○	○		○	○	○	○	
5.医師の診断書＊		○	○※1	○※1					
6.治療費用の明細書および領収書＊			○	○					
7.示談書または念書					○	○			
8.第三者の損害を証明する書類					○	○			
9.損害物件の修理見積書または修理領収書＊						○	○		
10.損害物件の写真＊						○※2	○※2		
11.購入時の価格・購入先を示す書類＊						○	○※3		
12.費用の支出を証明する明細書および領収書＊								○	○※4
13.死亡診断書または死体検案書＊	○								
14.除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	○								
15.航空会社の遅延・欠航証明書									○
16.その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

＊については原本（オリジナル）をご提出ください。
※1：保険金請求額が30万円を超える場合にはご提出ください。ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、ご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
※2：損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。
※3：盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等をご提出ください。ご提出いただけない場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
※4：原本（オリジナル）でなく写でも可。

ご注意 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.10の下段をご確認ください。

5. 国内旅行傷害保険

補償が適用される場合

ご入会の翌日以降（会員資格が有効である期間中）に開始された旅行（下表A～C）について利用条件を満たした場合に補償されます。
（利用条件付き）
①公共交通乗用具（注1）の料金をあらかじめカードでお支払いいただいた場合、公共交通乗用具搭乗中の傷害事故
②宿泊の料金をあらかじめカードでお支払いいただいた場合（注2）、宿泊施設に宿泊中の火災傷害事故
③宿泊を伴う募集型企画旅行（注3）の料金をあらかじめカードでお支払いいただいた場合、募集型企画旅行参加中（注4）の傷害事故

被保険者

カード会員（本会員および家族会員）、家族特約対象者

＜家族特約の対象者＞
①カード会員（本会員および家族会員）の配偶者
②カード会員（本会員および家族会員）またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
③カード会員（本会員および家族会員）またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となり年齢制限はありません。
※家族特約の対象となるか公的書類等で確認させていただきます。
※事故発生時において、会員と上記の続柄にあたる方が対象となります。
※本会員、家族会員の方は会員としての補償を優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

補償内容および保険金額

<table>
<tr><th colspan="2">補償内容
対象者</th><th colspan="4">公共交通乗用具搭乗中傷害事故 ／ 宿泊中火災傷害事故 ／ 宿泊を伴う募集型企画旅行参加中傷害事故</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">死亡・後遺障害</th><th>入院</th><th>手術</th><th>通院</th></tr>
<tr><td rowspan="3">保険金額
(注5)</td><td>本会員</td><td colspan="3" rowspan="2">死亡の場合　1億円
後遺障害の場合　最高1億円</td><td rowspan="3">日額5,000円</td><td rowspan="3">入院中の手術：5万円、
入院中以外の手術：2.5万円</td><td rowspan="3">日額3,000円</td></tr>
<tr><td>家族会員</td></tr>
<tr><td>家族特約対象者</td><td colspan="3">死亡の場合　1,000万円
後遺障害の場合　最高1,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険金をお支払いする場合</td><td>A
被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で
①事故の日から180日以内に死亡された場合
②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合</td><td>B
被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で
①事故の日から180日以内に死亡された場合
②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合</td><td>C
被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で
①事故の日から180日以内に死亡された場合
②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合</td><td>保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で医師の指示に基づき入院されたとき（ただし、事故日を含めて7日目以降において入院が継続されている場合で、事故日からその日を含めて180日以内の入院でかつ180日が支払いの限度）</td><td>保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で手術を受けられたとき、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額（ただし、1回の事故につき1回の手術が限度）</td><td>保険金をお支払いする場合のA～Cのケガが原因で医師の指示に基づき通院されたとき（ただし、事故日を含めて7日目以降において通院が継続されている場合で、事故日からその日を含めて180日以内の通院でかつ90日分が支払いの限度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険金をお支払いできない主な場合</td><td colspan="5">例えば、次のような原因により生じたケガ
①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。
②けんか、自殺、犯罪行為。
③戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。
④他覚症状のないむちうち症、腰痛。
⑤無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。
⑥脳疾患、心神喪失。
⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。
⑧山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。
※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されます。
⑨乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故。
⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。
⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。
⑫被保険者に対する刑の執行。
⑬地震・噴火・津波による事故。
⑭外科的手術その他の医療処置。　など
※既往の身体の傷害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。
※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。</td></tr>
</table>

（注1）公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
航空機搭乗の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。
（注2）カードまたはカード加盟店である旅行業者にカード会員であること、およびあらかじめカードで宿泊施設の料金を支払うことを告知して宿泊施設の予約を行うノークーポンシステムを利用し、その料金をカードでお支払いいただいた場合も補償されます。
（注3）宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
（注4）募集型企画旅行参加中とは……宿泊を伴う募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

（注5）他の保険契約がある場合の取り扱い

他の個人クレジットカード付帯保険	任意加入の国内旅行保険
保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 他のカードで保険金が支払われた場合には、その金額を差し引いた額が保険金として支払われます（手術保険金は最も高い入院保険日額に普通保険約款で定める倍率を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします）。	保険金は各保険契約金額の合算額となります（後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします）。

6. 国内航空便遅延費用保険

補償が適用される場合

下記①～③いずれかの利用条件を満たし、航空便の遅延・欠航あるいは手荷物の配達の遅延・紛失により一定の費用を負担した場合、補償されます。
（利用条件付き）
①航空便に搭乗する前にその料金をあらかじめカードで支払った場合
②トラベルデスクを通じて航空便の予約を行い、その料金をあらかじめカードで支払った場合
③宿泊を伴う募集型企画旅行の料金をあらかじめカードで支払った場合

被保険者　カード本会員

補償内容	国内航空便遅延費用			
	乗継遅延費用	出航遅延・欠航 搭乗不能費用	受託手荷物遅延費用	受託手荷物紛失費用
保険金額	2万円 （1回の遅延の限度額）	2万円 （1回の遅延の限度額）	2万円 （1回の遅延の限度額）	4万円 （1回の遅延の限度額）
保険金をお支払いする場合	航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって出発便に搭乗することができず、実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかったために、下記費用を負担した場合	搭乗予定の航空便について、次のいずれかの事由が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかったために、下記費用を負担した場合 ●4時間以上の出航遅延 ●欠航・運休 ●搭乗予約受付業務の瑕疵（かし）による搭乗不能	搭乗する航空便が目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかったために、下記費用を負担した場合 ★受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着・寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・櫛等の生活必需品が含まれていた場合に限ります。	搭乗する航空便が目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかったために、下記費用を負担した場合
お支払いする保険金	乗継地点において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代およびホテル等の客室料	出航地において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代 ★ホテル等の客室料はお支払い対象となりません。	目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用	航空便の目的地到着後96時間以内に、目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用
保険金をお支払いできない主な場合	●被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故 ●地震・噴火・津波による事故 ●戦争・騒じょう等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故 ●これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故			

※責任期間中に利用する国内乗継便の航空便遅延については、海外航空便遅延費用保険の補償が適用されます。重複して国内航空便遅延費用保険が支払われることはありません。
※同様の費用に対し保険金等が支払われる他の保険契約等がある場合には、按分して保険金をお支払いします。

アクシデントが発生した場合には

国内旅行傷害保険／国内航空便遅延費用保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	0120-562-522 24時間/年中無休

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

必要書類 ＼ 請求される保険金の種類	死亡	後遺障害	入院・通院・手術	国内航空便遅延費用
1.保険金請求書	○	○	○	○
2.事故証明書（旅行会社や公共交通機関等で発行されるもの）＊	○	○	○	
3.カードの利用を証明する書類	○	○	○	○
4.同意書	○	○	○	
5.医師の診断書＊ ※1		○	○	
6.死亡診断書または死体検案書＊	○			
7.除籍謄本・相続権者の戸籍謄本・委任状	○			
8.印鑑証明書	○	○	○	
9.費用の支出を証明する書類、明細書および領収書＊				○
10.航空会社の遅延・欠航証明書				○
11.その他必要と認められる書類	○	○	○	○

＊については原本（オリジナル）をご提出ください。
※1：診断書料は保険金支払いの対象となりません。診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者へご確認ください。

7. バイヤーズ プロテクション（動産総合保険）

補償が適用される場合

カードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日（配送等による場合には商品の到着日）より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に適用となります。事前にご通知いただく必要はありません。カードでお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されます。
（利用条件付き）

被保険者

カード会員（本会員および家族会員）またはこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

1. 年間(注1)の補償限度額

カード会員1名の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

補償限度額（年間）	500万円
自己負担額	1品につき10,000円
対象期間	商品の購入日より90日間
対象となる利用	国内利用・海外利用

（注1）年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ（株）との保険契約期間を指します。

2. 補償の対象となる商品

カードを利用して購入した商品が対象となります。
ただし、次の商品は除かれます。

①船舶（ヨット、モーターボート、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボート、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品（ホイールおよびカーナビゲーションを含みます）
②移動電話、ポケットベル等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの
④動物および植物
⑤現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道および船舶の乗車船券・航空機の航空券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
⑥食料品
⑦稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
⑧不動産および不動産に準ずるもの
⑨会員が従事する職業上の商品となるもの
など

（注）（1）ギフトカードで購入した商品は対象となりません。（2）修理された場合の送料は対象となりません。（3）レンタルしたものは対象となりません。

3. ご注意

カードご利用控えあるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額（全損の場合は時価額、修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額で、保険会社が妥当と認めた金額とします）から自己負担額を控除した金額を補償します。ただし、会員1名につき上記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カードのご利用控えの金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。
（注）保険金の請求にはカードをご利用の際の売上票（控え）が必要になりますので、必ず保管してください。損害が発生した場合、保険金請求が可能な他の保険契約がある場合は、他の保険契約等からご請求いただき、その保険の補償額が損害額に満たない場合、差額分をお支払いします。

4. 補償の対象とならない主な損害

①被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害
②補償の対象となる商品の自然の消耗、性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
③補償の対象となる商品の瑕疵（かし）に起因する損害
④戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
⑤国または公権力の行使に起因する損害
⑥核燃料物質に起因する損害
⑦紛失または置き忘れ（置き忘れ後に生じた盗難も含みます）に起因する損害
⑧水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
⑨詐欺または横領に起因する損害
⑩故障による損害
⑪商品の誤った使用に起因する損害
⑫商品の配送中に生じた損害
⑬保険の目的が絵画、骨董品等の美術品である場合その価値の下落による損害
⑭管球類の単独損害（液晶の単独損害を含みます）
⑮商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
⑯楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
⑰原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
など

アクシデントが発生した場合には

バイヤーズ プロテクション

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	**0120-562-522** 24時間/年中無休

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

必要書類 ＼ 請求される保険金の種類	破損事故保険金	盗難事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	備考
1.保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
2.罹災証明および盗難届出証明書		○	○		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
3.修理費見積書または領収書	○		○	○	修理先または購入先で取り付けてください
4.売上票（お客様控え）	○	○	○	○	
5.損害状況写真※1	○		○	○	
6.その他必要と認められる書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

※全損の場合は、購入商品を回収させていただきます。
※上記各書類については原本（オリジナル）をご提出ください。
※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
※配送後の商品の損害については受領証（商品の到着日を確認）が必要となります。
※上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。
※1：損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。

ご注意 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.10の下段をご確認ください。

8. キャンセルプロテクション

補償が適用される場合　カードでの決済によってお申し込みいただいたご旅行などが、入院や通院など以下の事由によってキャンセルとなった場合に適用されます。（利用条件付き）

補償対象者　カード会員（本会員および家族会員）

	キャンセル事由	サービスの提供される時期と支払責任の関係（次の期間内に提供されるサービスついて、キャンセル費用を負担した場合に限り補償金を支払います）	補償限度額 年間（注1）	自己負担額・回収金額の控除
①	カード会員本人、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の**死亡**	死亡の日からその日を含めて**31日以内**。ただし、カード会員本人の死亡の場合には、この限りではありません。	20万円	お支払いする補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、キャンセル費用の額から自己負担額として1,000円もしくはキャンセル費用の10%のいずれか高い額を差し引いた額とします。なお、キャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額をカード会員が負担した損害の額から差し引くものとします。
②	カード会員本人、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の傷害または疾病による**入院**	入院を開始した日からその日を含めて**31日以内**。		
③	カード会員本人、カード会員の配偶者またはカード会員の子の**傷害による通院**	通院を開始した日からその日を含めて**7日以内**。	6万円	

（注1）上記①～③のキャンセル事由を合計して、年間20万円を限度とします。年間とは、補償規定に定める期間を指します。

1.補償対象となるイベント・サービス

- ●国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ●旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ●航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- ●宴会、パーティ用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ●運動、教養などの趣味の指導、教授（受講を含む）または施設の提供
- ●演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

※イベント・サービスの提供を受ける予定であった事を証明する書類（利用者名の確認ができるもの）が必要となります。

2.キャンセル費用の範囲

キャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払い戻しを受けられない費用または支払いを要する費用をいいます。また、購入したサービスの代金の一部をカードで支払った場合には、カードのご利用控えの金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。

なお、対象となるキャンセル費用はカード会員本人に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員がサービスの提供を受けられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者および子もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者および子に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

3.補償金をお支払いできない主な場合

①補償対象となるイベント・サービスがカード会員の職務遂行に関係するものである場合
②2010年12月14日以前にキャンセル事由の原因（死亡・入院・通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病）が生じていた場合
③以下のような事由によるキャンセル

- ●カード会員もしくは補償金を受け取るべき者の故意
- ●けんか、自殺、犯罪行為
- ●無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転
- ●妊娠、出産、早産または流産による入院
- ●他覚症状のないむちうち症、腰痛
- ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ●戦争、その他の変乱（テロ行為は除きます）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応

など

アクシデントが発生した場合には

キャンセルプロテクション

【ご請求方法】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご相談ください。

キャンセルプロテクションに関しては
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-302-084
受付時間:月～金 9:00～17:00/土・日・祝休

※キャンセルプロテクションに関する業務は、三井住友トラストクラブ（株）が（株）プレステージ・グローバルソリューションに業務委託しております。
※補償金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【補償金請求に必要な書類】

必要書類 ＼ 請求される補償金の種類	疾病・傷害 死亡	疾病・傷害 入院	傷害 通院
1.キャンセル内容報告書 兼 補償金請求書	○	○	○
2.会員との続柄を証明する書類＊（戸籍謄本等）	○	○	○
3.サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類	○	○	○
4.負担したキャンセル費用の額を証明する書類＊（領収書・精算書等）	○	○	○
5.カード利用時の売上伝票または、カードご利用代金明細	○	○	○
6.死亡診断書または死体検案書＊	○		
7.医師の診断書＊（※1）		○	○
8.同意書	○	○	○
9.その他必要となる書類	○	○	○

＊については原本（オリジナル）をご提出ください。
※1：診断書料は補償金支払いの対象となりません。
•ご提出いただきました必要書類は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

＊個人情報の取扱いご注意
本保険サービスに関連するサービスの提供、保険金支払等の事務手続きのために、必要な保護措置を講じた上で当社（三井住友トラストクラブ株式会社）が保有する以下個人情報を引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）へ必要最小限提供し、提供先が利用することに同意するものとします。
・氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、会員のカードの利用および支払状況、その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社（三井住友トラストクラブ株式会社）が知りえた情報。

ご注意　上記内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等につきましては補償規定に基づきます。
個人情報の取り扱いにつきましては上記をご確認ください。

9. よくあるご質問

	ご質問	回　答
		海外旅行傷害保険について
1	海外旅行傷害保険にはどんな補償があるの?	例えば、海外旅行中に起こった次のような事故を補償します。 事故にあって亡くなった場合やお体に障害が残った場合（死亡・後遺障害） 突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合（疾病治療費用） 骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合（救援者費用） 観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合（携行品損害） ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合（賠償責任） ※詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。
2	どうしたら補償を受けられるの?	例えば、次のような代金をカードで事前に決済していただくと補償が受けられます。 ■パッケージツアー代　■エアチケット代　■空港までの電車代 ※上記内容は一例ですので、詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。
3	日本出国前にマイレージで交換する航空券で海外へ行くが、どうしたら保険適用となるの?	下記の費用をカードで支払った場合には補償の対象となります。 ・燃油サーチャージ代 ・座席のアップグレード代 なお、航空券の発券手数料、マイレージの交換手数料、空港使用料等をカードで支払ったとしても補償の対象となりませんのでご注意ください。
4	どれぐらいの期間補償されるの?	例えば、 ①日本出国前に旅行代理店でパッケージツアー代をカードで支払った場合 ↓ 日本を出国した日から最高3ヵ月*までの旅行期間中 ②海外滞在中に電車代をカードで支払った場合 ↓ 支払った日から最高3ヵ月*までの旅行期間中 *例えば7月26日に出国した（支払った）場合、10月27日の日本時間午後12時（24時）までとなります。 注）①②が重複した場合、①が優先して適用されます。
		キャンセルプロテクションについて
5	キャンセルプロテクションはどういう補償?	例えば、カードで支払った次のような代金を補償します。 盲腸で入院し、旅行をキャンセルした場合のツアー旅行代金（20万円限度） 旅行前日に子供がケガをして通院。キャンセルしたツアー旅行代金（6万円限度） 記念日にクルージングを予定していたが、奥様が入院。キャンセルになった夫婦のクルージング代金（20万円限度） ※ただし、全てのキャンセル事由を合計して年間20万円を限度とします。 詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。

カード付帯保険に関するお問い合わせ

〔三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスク〕**0120-562-522**

※海外からは**81-3-6758-2459** コレクトコールをご利用ください。

■事故発生前：メニュー番号4を選択してください（月～金 9:00～17:00/土・日・祝休）。

※事故発生前のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、三井住友トラストクラブ（株）が（株）プレステージ・グローバルソリューションに業務委託しております。

■事故発生後：ガイダンスに従いメニュー番号1～3を選択してください（受付時間：24時間/年中無休）。

※事故発生後のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、付帯保険引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が行っております。

※キャンセルプロテクションに関するお問い合わせは、三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスク 0120-302-084までご連絡ください（受付時間：月～金 9:00～17:00/土・日・祝休 ）。

※キャンセルプロテクションに関する業務は、三井住友トラストクラブ（株）が（株）プレステージ・グローバルソリューションに業務委託しております。